

○石綿による疾病の公務災害の認定について

平成 21 年 6 月 1 日地基補第 161 号
各支部長あて 理事長

第 1 次改正 平成 24 年 4 月 9 日地基補第 86 号

第 2 次改正 平成 30 年 4 月 1 日地基補第 80 号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について（平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号）」によるほか、下記により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにしてください。

記

- 1 公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外の判断に当たっては、労働者災害補償保険制度における「石綿による疾病の認定基準について」（平成 24 年 3 月 29 日基発 0329 第 2 号。以下「石綿労災基準」という。）に準じて判断すること。（第 1 次改正・一部、第 2 次改正・一部）
- 2 石綿労災基準の記の第 1 の 1 に掲げられた疾病の公務起因性の判断については、理事長に協議するものとする。